証券コード　７７３４
平成 30 年 6 月 7 日

株　主　各　位

東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社
代表取締役社長　小林久悦

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第112回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後５時10分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
理研計器株式会社　本社大会議室
※会場が昨年と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。

３．目的事項
報告事項
１．第112期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第112期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.rikenkeiki.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、北朝鮮をめぐる地政学リスクや米国の通商政策、中国の構造改革の行方など、景気の下振れ要因として引き続き注意が必要な情勢はあるものの、緩やかな拡大基調で推移いたしました。

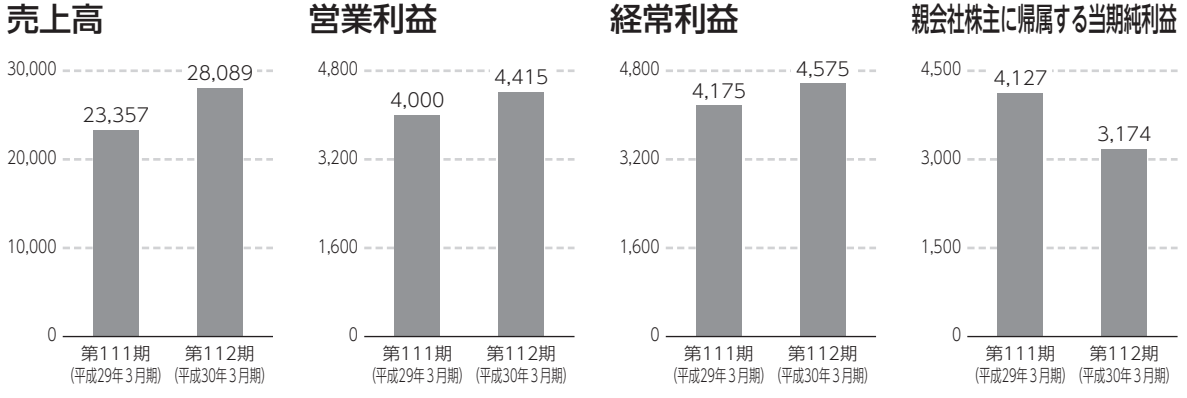
わが国経済においても、好調な企業業績や堅調な雇用・所得情勢により景気は緩やかな回復基調が続いており、世界景気の拡大による輸出増や2020年に開催が予定されている東京五輪関連の建設需要などの堅調な内需に支えられ、景気は今後も緩やかな回復基調で推移するものと見込まれます。

当社グループの属する産業防災保安機器業界におきましても、半導体業界を始めとした主要顧客の積極的な設備投資によって需要は好調に推移いたしました。

このような情勢のなかで、当社グループは、生産の合理化による原価低減、徹底した経費削減、積極的な営業活動の展開、新製品開発への積極的な投資、品質管理体制及びサービス体制の充実に取り組んで参りました。また、海外シェアの一層の拡大を視野に、前連結会計年度末に、持分法適用関連会社であった米国RKI Instruments,Inc.の株式を追加取得し、子会社化いたしました。

これらの諸施策の結果、当連結会計年度の売上高は280億８千９百万円（前連結会計年度比20.3％増）、営業利益は44億１千５百万円（前連結会計年度比10.4％増）、経常利益は45億７千５百万円（前連結会計年度比9.6％増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、前連結会計年度の米国RKI Instruments,Inc.の株式追加取得に伴い計上した特別利益の影響から、前連結会計年度に比べ減少し、31億７千４百万円（前連結会計年度比23.1％減）となりました。

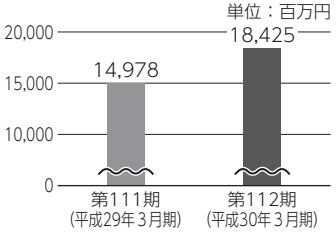
（単位：百万円）



次に、機種別の売上の概況をご説明申しあげます。

定置型ガス検知警報機器

売上高



世界的に半導体メーカーによる設備投資が好調だったことから「スマートタイプガス検知部　ＧＤ－７０Ｄ」の販売が牽引し、売上高増加に寄与しました。また、中国リチウムイオン電池製造装置メーカー向けに「炉内セフティモニター　ＳＤ－２５００」も昨年度に引き続き、販売数を伸ばしました。

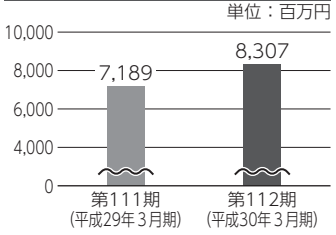
また、石油化学工場向けに開発した「信号変換器付ガス検知部　ＳＤ－１」は海外工場向けの販売が牽引し、販売数が堅調に推移しました。

一酸化炭素の漏洩リスクを防ぐ「小型一酸化炭素モニター　ＥＣ－６００」は鉄鋼市場向けに販売数を伸ばしました。

この結果、売上高は184億２千５百万円（前連結会計年度比23.0%増）となりました。

可搬型ガス検知警報機器

売上高



主力機種である「ポケッタブルマルチガスモニター　ＧＸ－２００９」は、国内需要は一服したものの、ブラジルや欧州を中心とした海外需要を取り込み販売数が伸びました。同様に小型ガス検知器の０３シリーズも海外向けに販売数を大きく伸ばしました。

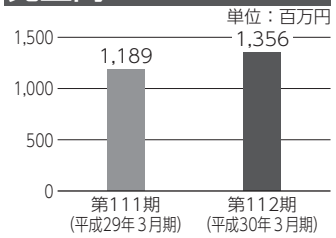
また、可燃性ガスに加え毒性ガスも同時に検知可能である「ポータブルマルチガスモニター　ＧＸ－６０００」は、リスクアセスメントの管理やケミカルタンカーなど船舶向けの需要が高く、好評でした。

新製品として本体とガスを検知するセンサをつなぐケーブルを巻取式にすることで利便性を高くした「投込式ポータブル酸素モニター　ＯＸ－０８」の販売を開始しました。発売当初から建設業界を中心に販売が好調に推移しています。

この結果、売上高は83億７百万円（前連結会計年度比15.5%増）となりました。

その他測定機器

売上高



ＡＣシリーズ（「大気中光電子分光装置　ＡＣ－２」「大気中光電子分光装置　ＡＣ－３」）は、研究機関及び東アジアの有機ＥＬ市場向けに販売が増加しました。

また、北米市場向けに燃料電池車用の水素検知器センサの需要が増加し、売上を伸ばしました。

この結果、売上高は13億５千６百万円（前連結会計年度比14.0%増）となりました。

② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は20億１百万円であり、その主なものは、平成29年９月に引き渡しを受けた本社新社屋建設代金（建設完了金９億９千９百万円）であります。

これに要した資金は、全額自己資金により充当しております。

また、当連結会計年度における資金調達で特記すべき事項はありません。

（2）直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 109期 (平成27年３月期)	第 110 期 (平成28年３月期)	第 111 期 (平成29年３月期)	第 112 期 (当連結会計年度) (平成30年３月期)
受　注　高(百万円)	21,689	24,065	23,480	29,170
売　上　高(百万円)	21,335	23,417	23,357	28,089
経　常　利　益(百万円)	3,816	3,861	4,175	4,575
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,693	2,574	4,127	3,174
１株当たり当期純利益（円）	116.07	110.97	177.86	136.61
総　資　産(百万円)	41,293	43,141	48,519	53,519
純　資　産(百万円)	32,775	34,354	39,148	42,527
１株当たり純資産額（円）	1,412.43	1,480.49	1,645.41	1,782.27

（注）１．当社は平成29年３月31日をもって、RKI Instruments,Inc.（以下、RKI社）の発行済株式の12.5％を追加取得し、RKI社は持分法適用関連会社から連結子会社に異動いたしました。
これに伴い、第111期（平成29年３月期）において、RKI社株式について平成29年３月31日の追加取得以前から保有する持分を当該追加取得時の時価で再評価したことによる評価差益「段階取得に係る差益」として特別利益（1,112百万円）を計上いたしました。

２．第112期（当連結会計年度）において、平成29年３月31日に行われたRKI社との企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行ったため、第111期（平成29年３月期）の総資産及び純資産については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額となっています。

② 当社の直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　分	第 109 期 (平成27年３月期)	第 110 期 (平成28年３月期)	第 111 期 (平成29年３月期)	第 112 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
受注高(百万円)	20,872	23,273	22,873	25,772
売上高(百万円)	20,523	22,618	22,750	24,706
経常利益(百万円)	2,451	3,360	3,710	3,958
当期純利益(百万円)	6,086	2,268	2,736	3,034
１株当たり当期純利益（円)	261.73	97.56	117.66	130.48
総資産(百万円)	36,977	38,788	41,372	46,383
純資産(百万円)	28,897	30,184	32,845	35,898
１株当たり純資産額（円)	1,242.68	1,298.04	1,412.48	1,543.77

(注)　当社は、平成27年１月１日を効力発生日として、当社の連結子会社である理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社を吸収合併いたしました。

第109期（平成27年３月期）において、被合併会社である、理研サービス株式会社、理研計器西日本サービス株式会社、理研計器関西サービス株式会社の３社から受け入れた純資産と、当社が所有する同３社株式の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益（4,261百万円）に計上いたしました。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	50百万円	100%	ガス検知警報機器及び電子機器等の製造販売
台湾理研計器股份有限公司	台湾台南県	30百万ＮＴ$	100%	ガス検知警報機器等の販売及びアフターメンテナンスサービス
理研計器商貿（上海）有限公司	中国上海市	1,191千元	100%	ガス検知警報機器等の販売及びアフターメンテナンスサービス
RKI Instruments,Inc.	米国カリフォルニア州	130千ＵＳ$	51%	ガス検知警報機器の販売及びアフターメンテナンスサービス

（4）対処すべき課題

次期連結会計年度の見通しにつきましては、国内経済は、好調な企業業績や堅調な雇用・所得情勢により景気は緩やかな回復基調で推移するものと見込まれます。

産業防災保安機器業界におきましても同様の傾向と推察されますが、為替変動による企業の投資抑制や米国の通商政策などによる経営環境の変化は否めないものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループは、防災保安機器メーカーとして品質管理体制並びにサービス体制の更なる充実、ユーザーニーズを的確にとらえた新製品の開発、生産体制の効率化と省力化による原価低減、一層徹底した経費削減に努めると同時に国内外での積極的な販売活動を展開し、全社をあげて今後の業績確保を図ってまいります。

現在の取組み状況は次のとおりです。

・海外市場シェア拡大に注力する経営方針のもと、北米市場におけるシェア拡大のため、平成29年３月31日付で北米市場における総代理店であるRKI Instruments,Inc.の株式を追加取得し、子会社化することで一層の販売力強化を図っております。

・欧州市場におけるシェア拡大及び充実したアフターメンテナンスサービスの提供を目的として、平成29年５月にドイツに子会社RIKEN KEIKI GmbHを設立いたしました。

・平成28年４月に開始した新社屋建築工事（一期工事）が、平成29年９月に完了いたしました。今後、旧社屋解体・駐車場整備等を含めた外構工事（二期工事）を行い、平成30年９月に全工程が完了する予定です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

（5）主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社の企業集団は、当社、子会社６社及び関連会社４社で構成され、ガス検知警報機器の製造販売を主な内容とし、さらにこれに関わるアフターメンテナンスサービスの事業活動を展開しており、これらの事業を１セグメントとしております。

事業内容の内訳は次のとおりであります。

区　　分	主　要　製　品　名	売上高比率(%)
定置型ガス検知警報機器	総合保安防災システム、毒性ガス検知警報装置、酸欠事故防止用検知警報装置、可燃性ガス検知警報装置、複合ガス検知警報装置	65.6
可搬型ガス検知警報機器	毒性ガス検知警報器、酸欠事故防止用検知警報器、可燃性ガス検知警報器、複合ガス検知警報器	29.6
その他測定機器	光波干渉式ガス測定器、光電子分光装置、自動プレス機の監視モニター、自動車用排気ガス測定器	4.8

（6）主要な営業所及び工場（平成30年３月31日現在）

①　当社

本　　社	東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
開発センター	開発センター（埼玉県春日部市）
工　　場	函館工場（北海道函館市）
営　業　所	札幌（札幌市北区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、神奈川（横浜市港北区）、名古屋（名古屋市中村区）、大阪（大阪市淀川区）、神戸（神戸市中央区）、広島（広島市安佐南区）、福岡（福岡市東区）、ほか11ヶ所
サービスステーション	札幌（札幌市白石区）、仙台（仙台市青葉区）、千葉（千葉市中央区）、東京（東京都江東区）、横浜（横浜市神奈川区）、名古屋（名古屋市中村区）、尼崎（兵庫県尼崎市）、広島（広島市安佐南区）、ほか24ヶ所

（注）　名古屋営業所及び名古屋サービスステーションは、平成30年５月に拠点統合し、名古屋市南区へ移転しております。

②　子会社

「（3）重要な親会社及び子会社の状況」に記載のとおりであります。

（7）従業員の状況（平成30年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,116名（331名）	14名増（43名増）

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
953名（283名）	14名増（33名増）	39.1歳	14.6年

（注） 従業員数欄の（外書）は、嘱託・臨時従業員等（年間の平均人員、１日８時間換算）及び人材派遣会社からの派遣社員（年間の平均人員）であります。
なお、従業員数は、当社から他社への出向者を除いております。

（8）主要な借入先及び借入額（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
株式会社みずほ銀行	970
第一生命保険株式会社	275
株式会社三井住友銀行	200
みずほ信託銀行株式会社	150
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	100

（注） 平成30年４月１日付で株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行に商号変更しております。

2．会社の現況

（1）株式の状況（平成30年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　94,000,000株
② 発行済株式の総数　23,661,000株
③ 株主数　2,606名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	1,675	7.21
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,215	5.23
第一生命保険株式会社	1,200	5.16
株式会社みずほ銀行	1,135	4.88
理研計器協力会社持株会	1,049	4.51
株式会社三井住友銀行	837	3.60
理研計器従業員持株会	789	3.39
長野計器株式会社	711	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	554	2.38
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	550	2.37

（注）１．持株比率は自己株式（407,301株）を控除して計算しております。
２．Symphony Financial Partners（Singapore）Pte. Ltd.から平成28年12月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成28年12月13日現在、2,787,300株（保有割合11.78％）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。
３．Forest Manor N.V.から平成29年７月13日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成29年７月10日現在、1,301,355株（保有割合5.50％）を保有している旨の報告を受けております。しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができないため上記大株主には含めておりません。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員または子会社の役員及び従業員に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

（3）会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 久悦	
取締役	小谷野 純一	専務執行役員技術開発本部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長
取締役	松村 晃司	常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長
取締役	松本 哲哉	常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長
取締役	石地 徹	執行役員技術開発本部産学官連携室長
取締役	古布 真也	執行役員営業本部長
取締役 （監査等委員・常勤）	中野 信夫	
取締役（監査等委員）	服部 弘志	弁護士 シティ法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	田中 龍彦	
取締役（監査等委員）	山本 茂	

（注）１．取締役（監査等委員）服部 弘志、田中 龍彦及び山本 茂は、社外取締役であります。
２．当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．当社は、情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
４．取締役（監査等委員）山本 茂は、金融機関での長年の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．平成29年６月28日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員）尾坂 周作は任期満了により退任いたしました。
６．取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。
甚川 修三、木崎 昭二、安達 眞一、内野 吉見、川辺 哲也
７．当事業年度中の取締役の担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当及び重要な兼職の状況	異動後の担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
石地 徹	執行役員技術開発本部産学官連携室長 台湾理研計器股份有限公司 董事長	執行役員技術開発本部産学官連携室長	平成29年４月１日
小谷野 純一	常務執行役員技術開発本部長、生産本部担当 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	専務執行役員技術開発本部長 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	平成29年６月28日
松本 哲哉	執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長	常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長	平成29年６月28日

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	支給人員（名）	報酬等の額（百万円）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	6	194
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 （4）	31 （11）
合　　計 （うち社外取締役）	11 （4）	226 （11）

（注）１．上記には、平成29年６月28日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名を含めております。

２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額２億５千万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月26日開催の第109回定時株主総会において年額５千万円以内と決議いただいております。

④　社外役員等に関する事項

a．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　名	兼　職　す　る　法　人　等	兼　職　内　容
取締役（監査等委員）	服　部　弘　志	シティ法律事務所	所長

（注）　当社とシティ法律事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。

b．当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	主　な　活　動　状　況
取　締　役（監査等委員）	服　部　弘　志	８回開催中８回出席（１００％）	10回開催中１０回出席（１００％）	弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と専門的知識に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	田　中　龍　彦	８回開催中８回出席（１００％）	10回開催中１０回出席（１００％）	工学博士としての豊富な経験と技術分野に関する知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。
取　締　役（監査等委員）	山　本　　茂	６回開催中６回出席（１００％）	７回開催中７回出席（１００％）	金融機関での豊富な業務経験と財務分野及び会計分野に関する知見に基づき、取締役会及び監査等委員会において、発言を行っております。

（注）　取締役（監査等委員）山本 茂は、平成29年６月28日開催の第111回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査等委員会の開催回数が他の社外取締役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は６回、監査等委員会の開催回数は７回であります。

（4）会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

	支払額（百万円）
1．当事業年度に係る報酬等の額	33
2．当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記1．の金額はこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（5）業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

b．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

c．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

d．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

e．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。

f．監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器メーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

b．当社は、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を組織して、「緊急事態対応マニュアル」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ａ．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

ｂ．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、全取締役及び執行役員で構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

ｃ．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

ｂ．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

ａ．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

ｂ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

ｃ．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦　当社の監査等委員会への報告に関する体制

ａ．当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

　取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を８回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を10回開催し、事前に定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営企画会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査をしております。

（6）当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社が定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は下記のとおりです。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や当社企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

一方、当社の株主は、一般に市場での自由な取引を通じて決まるものであるとともに、会社の方針の決定を支配する者も株主の皆さまの意思に基づき決定されるべきものと考えており、また、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付行為や買付提案がなされた場合にこれに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から見て対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付等を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、“人々が安心して働ける環境づくり”を経営理念として掲げ、各種爆発事故防止をはじめとし、排気ガス規制、CO_2測定など環境保全ニーズにも幅広く対応したガスセンサー技術のパイオニアとして社会に貢献するとともに、「安全」を供給する企業としての責務を果たすべく、機器の販売のみならず、販売後の保守・点検及びガスを検知するセンサーの交換など定期的なメンテナンスにも積極的に取り組んでまいりました。その結果、現在、当社の主力製品である産業用ガス検知警報機器は、半導体・液晶、石油化学、建設、電力・ガス、鉄鋼、造船等の幅広い業種にてご利用いただいております。

また当社では、経営方針として、

ａ．技術の開発と経営の合理性から適正な利益を追求し、持続的な発展を目指す

ｂ．お客様には、高品質の製品と充実したサービスを提供し、安全な環境づくりに貢献する

ｃ．株主には、長期的視点に立った企業価値の向上をもって報いる

ｄ．取引先には、安定した取引を目指し共存共栄を図る

ｅ．従業員には、生活の安定と労働環境の向上をもって報いる

を掲げ、国内のトップメーカーから世界のトップメーカーへの飛躍を目標として日々邁進しております。

この目標を達成するため、（ア）競争力（価格・技術・品質）の強化、（イ）販売サービス体制の最適化という２つの観点から次の具体的施策を推進しております。

まず、（ア）競争力強化の具体策としては、自社独自の技術による新製品の開発により「多機能化・小型化」、「操作性・メンテナンス性の向上」、「高信頼性」を実現する製品差別化戦略を推進しており、これにより、価格・技術・品質面での競争力のさらなる強化を目指しております。

次に、（イ）販売サービス体制の最適化については、ユーザーの工場の新設・移転等の事業環境の変化に対応するため、拠点の新設・統合等を含む柔軟かつ機動的な再配置、最適なサービス体制を目指し、運用面での技術指導から保守点検に至るまで万全なサービスネットを構築し、ユーザーニーズを素早くキャッチアップする体制づくりを推進しております。

当社では、適切な企業集団の形成を図るため、次のとおりコーポレート・ガバナンス体制をとっております。

ａ．当社の取締役会は、10名の取締役からなり、迅速かつ適切な意思決定を行うため、定期的に取締役会を開催しております。また、執行役員制度を導入し、経営組織の効率化と責任の明確化を図っております。

ｂ．社外取締役を除く全取締役及び執行役員で構成する経営企画会議を隔週で開催し、経営・研究開発・生産・販売・品質管理・情報管理を中心とした業務全般に亘る意思決定と業務執行の迅速な対応を図っております。

c．監査等委員会は監査等委員４名で構成されており、内３名は、社外取締役であります。監査等委員は取締役会、経営企画会議その他重要な会議に出席並びに重要文書の閲覧等厳正な監査を実施して、取締役の意思決定の過程及び取締役の職務執行状況についても常に監視し、また、会計監査人より会計監査の監査計画の説明、会計監査の監査実施状況並びに監査結果の報告を受けると同時に、適宜情報交換を行っております。

③ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を導入・継続しております。

その概要は以下のとおりです。

a．本プラン継続の目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして継続するものです。

b．本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる大規模買付とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

c．特別委員会の設置

本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会規程に基づき、特別委員会を設置いたします。特別委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外取締役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

なお、本プランの有効期限は、平成30年６月30日までに開催予定の当社第112回定時株主総会終結の時までとなっております。また、本プランの有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。本プランの詳細につきましては、当社ホームページにその開示資料（平成27年4月27日付「当社株式の大規模買付行為に関する（買収防衛策）の継続について」を掲載しておりますのでご参照ください（http://www.rikenkeiki.co.jp/）。

④ 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

ａ．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものになっております。

ｂ．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入・継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入・継続したものです。

ｃ．株主意思を反映するものであること

本プランは、当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その導入・継続について株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プランの有効期間中であっても、当社株主総会において本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

ｄ．独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される特別委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

ｅ．デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期が１年のため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

（注）　東京証券取引所において適時開示したとおり、当社は、平成30年５月14日開催の取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって有効期間満了を迎える本プランを継続しないことを決議しました。

詳細につきましては、当社ホームページにその開示資料（平成30年５月14日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ」を掲載しておりますのでご参照ください（http://www.rikenkeiki.co.jp/）。

（7）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして考えており、配当性向並びに株主資本配当率、財務状況等を総合的に勘案し、継続した安定配当を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、研究開発、製造設備の増強、販売・アフターメンテナンスサービス網の拡充など、今後の事業の展開に有効に活用してまいります。

平成30年３月期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、１株当たり18円とさせていただきました。これにより中間配当金12円を加えた年間配当金は１株当たり30円となります。

連結貸借対照表

(平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**31,766**	**流動負債**	**8,200**
現金及び預金	6,090	支払手形及び買掛金	3,488
受取手形及び売掛金	9,007	短期借入金	995
電子記録債権	2,371	リース債務	194
有価証券	8,947	未払費用	490
商品及び製品	2,031	未払法人税等	825
仕掛品	1,535	賞与引当金	901
原材料及び貯蔵品	459	製品保証引当金	212
繰延税金資産	669	受注損失引当金	25
その他	662	その他	1,065
貸倒引当金	△8	**固定負債**	**2,791**
固定資産	**21,752**	社債	300
有形固定資産	**12,531**	長期借入金	850
建物及び構築物	7,318	長期未払金	27
機械装置及び運搬具	210	リース債務	375
土地	3,820	繰延税金負債	1,233
リース資産	499	資産除去債務	2
建設仮勘定	142	その他	3
その他	540	**負債合計**	**10,992**
無形固定資産	**2,218**	**純資産の部**	
ソフトウェア	460	**株主資本**	**39,312**
ソフトウェア仮勘定	17	資本金	2,565
のれん	971	資本剰余金	2,826
顧客関連資産	751	利益剰余金	34,158
その他	18	自己株式	△238
投資その他の資産	**7,002**	**その他の包括利益累計額**	**2,132**
投資有価証券	5,060	その他有価証券評価差額金	1,984
退職給付に係る資産	695	為替換算調整勘定	148
繰延税金資産	25	**非支配株主持分**	**1,082**
その他	1,227	**純資産合計**	**42,527**
貸倒引当金	△6		
資産合計	**53,519**	**負債純資産合計**	**53,519**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**28,089**
売上原価		**15,315**
売上総利益		**12,773**
販売費及び一般管理費		**8,357**
営業利益		**4,415**
営業外収益		
受取利息及び配当金	110	
持分法による投資利益	55	
受取保険金及び配当金	32	
有価証券売却益	20	
雑収入	46	264
営業外費用		
支払利息	29	
為替差損	47	
固定資産除却損	4	
社債発行費	3	
支払補償費	19	
雑損失	1	105
経常利益		**4,575**
特別利益		
固定資産売却益	94	94
特別損失		
固定資産売却損	48	
減損損失	39	
関係会社株式売却損	33	122
税金等調整前当期純利益		**4,548**
法人税、住民税及び事業税	1,466	
法人税等調整額	△239	1,226
当期純利益		**3,321**
非支配株主に帰属する当期純利益		146
親会社株主に帰属する当期純利益		**3,174**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	2,826	31,565	△268	36,687
暫定的な会計処理の確定による影響額					
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	2,565	2,826	31,565	△268	36,687
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△581		△581
親会社株主に帰属する当期純利益			3,174		3,174
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				1	1
持分法の適用範囲の変動				29	29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	2,593	30	2,624
当連結会計年度末残高	2,565	2,826	34,158	△238	39,312

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	1,380	118	1,499	710	38,897
暫定的な会計処理の確定による影響額				250	250
暫定的な会計処理の確定を反映した当連結会計年度期首残高	1,380	118	1,499	961	39,148
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△581
親会社株主に帰属する当期純利益					3,174
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					1
持分法の適用範囲の変動					29
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	603	29	633	121	754
連結会計年度中の変動額合計	603	29	633	121	3,378
当連結会計年度末残高	1,984	148	2,132	1,082	42,527

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　4社

・連結子会社の名称　　株式会社理研計器奈良製作所
台湾理研計器股份有限公司
理研計器商貿（上海）有限公司
RKI Instruments,Inc.

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　2社

・非連結子会社の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI GmbH

・連結の範囲から除いた理由　　理研計器テクノクラート株式会社及びRIKEN KEIKI GmbHは、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

②　持分法を適用した関連会社の状況

・持分法適用の関連会社数　　1社

・持分法適用関連会社の名称　　RK INSTRUMENTS(S)PTE LTD

なお、持分法適用関連会社であった東京ミクロ精器株式会社は、平成29年6月30日付で当社が保有する同社株式のすべてを売却したことにより、持分法の適用範囲から除外されました。

③　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI GmbH
RIKEN KEIKI KOREA CO.,LTD.

・持分法を適用しない理由　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④　持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日とは異なりすべて12月31日であります。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法　ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

ニ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部製品については個別原価法

・仕掛品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部仕掛品については個別原価法

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法
（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物31～50年であります。

ロ．無形固定資産　自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
顧客関連資産
対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（9年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

・社債発行費　支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

ハ．製品保証引当金　保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

ニ．受注損失引当金　受注済製品の販売時の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

イ．当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ．その他の工事

工事完成基準

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息

ハ．ヘッジ方針　金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法　特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間

９年間の定額法によって償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準　退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（83百万円）は、発生時に全額費用処理しております。なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を695百万円計上しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ハ．消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　7,613百万円

（2）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

	圧縮記帳額
・建物	134百万円
・機械装置	2百万円

（3）連結会計年度末日満期手形
連結会計年度末日満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当連結会計年度末日の手形の金額は、次のとおりであります。
・受取手形　57百万円

3．連結損益計算書に関する注記

・研究開発費の総額　1,808百万円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,661,000株	－株	－株	23,661,000株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	452,731株	189株	45,619株	407,301株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加189株は、単元未満株式の買取による増加154株及び持分法適用会社であった東京ミクロ精器株式会社が取得した自己株式（当社株式）の当社帰属分35株であり、減少45,619株は東京ミクロ精器株式会社が持分法の適用範囲から除外されたことによる自己株式（当社株式）の当社帰属分の減少分であります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．平成29年５月11日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　302百万円
・１株当たり配当金額　13円
・基準日　平成29年３月31日
・効力発生日　平成29年６月８日

ロ．平成29年11月14日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　279百万円
・１株当たり配当金額　12円
・基準日　平成29年９月30日
・効力発生日　平成29年12月４日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成30年５月14日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　418百万円
・１株当たり配当金額　18円
・基準日　平成30年３月31日
・効力発生日　平成30年６月８日

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

5．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達の他、社債による直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクがありますが、当該リスク管理のため、当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として余資の運用を目的とした公社債投信や、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格及び為替の変動リスクがあります。当該リスク管理のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の継続的モニタリングを行っております。

支払手形及び買掛金は、概ね１年以内の支払期日です。借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利借入には金利の変動リスクがありますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、借入に係る金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。また、デリバティブ取引に対してヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（４）会計方針に関する事項　⑥重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
（1）現金及び預金	6,090	6,090	－
（2）受取手形及び売掛金	9,007	9,007	－
（3）電子記録債権	2,371	2,371	－
（4）有価証券及び投資有価証券	10,135	10,136	0
資産計	27,605	27,605	0
（1）支払手形及び買掛金	3,488	3,488	－
（2）短期借入金	995	1,003	8
（3）リース債務（流動負債）	194	193	△0
（4）社債	300	296	△3
（5）長期借入金	850	844	△6
（6）リース債務（固定負債）	375	373	△1
負債計	6,204	6,200	△3
デリバティブ取引	－	－	－

(注) １．金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金、（3）電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

（1）支払手形及び買掛金、（2）短期借入金（１年内返済予定の長期借入金に係るものを除く）

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期借入金（1年内返済予定の長期借入金に係るもの）、（5）長期借入金
これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（3）リース債務（流動負債）、（6）リース債務（固定負債）
これらの時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
（4）社債
当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	572
公社債投信等	3,300

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「（4）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,782円27銭
（2）1株当たり当期純利益　136円61銭

7．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8．企業結合に関する注記

企業結合に係る暫定的な処理の確定

平成29年3月31日に行われたRKI Instruments,Inc.との企業結合について前連結会計年度において暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に確定しております。
この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されております。
この結果、暫定的に算定されたのれんの金額1,367百万円は、会計処理の確定により260百万円減少し、1,106百万円となっております。また、のれんの減少は、顧客関連資産が862百万円、繰延税金負債が351百万円、非支配株主持分が250百万円それぞれ増加したことによるものであります。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**27,022**	**流動負債**	**7,921**
現金及び預金	3,765	買掛金	3,549
受取手形	1,163	短期借入金	600
電子記録債権	2,371	一年内返済予定の長期借入金	395
売掛金	7,164	リース債務	192
有価証券	7,999	未払金	654
商品及び製品	1,545	未払費用	373
仕掛品	1,333	未払法人税等	682
原材料及び貯蔵品	298	前受金	227
繰延税金資産	532	預り金	106
未収入金	593	賞与引当金	887
その他	254	製品保証引当金	212
貸倒引当金	△1	受注損失引当金	25
固定資産	**19,360**	その他	13
有形固定資産	**12,202**	**固定負債**	**2,563**
建物	6,895	長期借入金	850
構築物	256	社債	300
機械及び装置	110	リース債務	373
車両運搬具	0	繰延税金負債	1,013
工具、器具及び備品	507	長期預り保証金	3
土地	3,794	長期未払金	21
リース資産	495	資産除去債務	2
建設仮勘定	141	**負債合計**	**10,485**
無形固定資産	**486**	**純資産の部**	
ソフトウェア	451	**株主資本**	**33,917**
ソフトウェア仮勘定	17	**資本金**	**2,565**
電話加入権	17	**資本剰余金**	**2,826**
投資その他の資産	**6,671**	資本準備金	2,545
投資有価証券	4,488	その他資本剰余金	280
関係会社株式	870	**利益剰余金**	**28,764**
その他の関係会社有価証券	21	利益準備金	422
破産更生債権等	2	その他利益剰余金	28,341
長期前払費用	38	別途積立金	24,815
前払年金費用	671	繰越利益剰余金	3,526
生命保険積立金	502	**自己株式**	**△238**
その他	82	**評価・換算差額等**	**1,980**
貸倒引当金	△6	**その他有価証券評価差額金**	**1,980**
資産合計	**46,383**	**純資産合計**	**35,898**
		負債純資産合計	**46,383**

(注)　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位:百万円）

科目	金額	
売上高		**24,706**
売上原価		**14,462**
売上総利益		**10,243**
販売費及び一般管理費		**6,704**
営業利益		**3,538**
営業外収益		
受取利息	6	
受取配当金	427	
受取保険金及び配当金	31	
不動産賃貸料	13	
受取事務手数料	3	
雑収入	39	522
営業外費用		
支払利息	25	
社債利息	3	
為替差損	45	
固定資産除却損	4	
社債発行費	3	
支払補償費	19	
雑損失	1	102
経常利益		**3,958**
特別利益		
固定資産売却益	94	
関係会社株式売却益	61	156
特別損失		
固定資産売却損	48	
減損損失	39	88
税引前当期純利益		**4,026**
法人税、住民税及び事業税	1,024	
法人税等調整額	△31	992
当期純利益		**3,034**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	280	2,826	422	22,615	3,273	26,311	△237	31,465
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						2,200	△2,200	－		－
剰余金の配当							△581	△581		△581
当期純利益							3,034	3,034		3,034
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	2,200	252	2,452	△0	2,452
当期末残高	2,565	2,545	280	2,826	422	24,815	3,526	28,764	△238	33,917

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1,380	32,845
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△581
当期純利益		3,034
自己株式の取得		△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	600	600
事業年度中の変動額合計	600	3,052
当期末残高	1,980	35,898

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・時価のないもの	移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法	ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

（3）たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部製品については個別原価法
② 仕掛品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部仕掛品については個別原価法
③ 原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 （収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は建物31～50年、機械及び装置７年であります。
② 無形固定資産	自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（5）繰延資産の処理方法

・社債発行費	支出時に全額費用として処理しております。

（6）引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金
保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

④ 受注損失引当金
受注済製品の販売時の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下の通りです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（83百万円）は、発生時に全額費用処理しております。
　なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「前払年金費用」を671百万円計上しております。

（7）収益及び費用の計上基準

・完成工事高及び完成工事原価の計上基準
　イ．当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
　　工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
　ロ．その他の工事
　　工事完成基準

（8）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法
金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金利息

③ ヘッジ方針
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

（9）その他計算書類作成のための基本となる事項

・消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　6,973百万円

（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

・短期金銭債権　1,077百万円

・短期金銭債務　519百万円

（3）取締役に対する金銭債務

・長期未払金　21百万円

（4）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

圧縮記帳額

・建物　132百万円

（5）期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、当事業年度末日の手形の金額は、次のとおりであります。

・受取手形　57百万円

3．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

・売上高　3,405百万円

・仕入高　1,943百万円

・営業取引以外の取引高　429百万円

（2）研究開発費の総額　1,711百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	407,147株	154株	－株	407,301株

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加154株は、全て単元未満株式の買取による増加であります。

5．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金損金否認	271百万円
たな卸資産評価損否認	34百万円
未払事業税否認	52百万円
未払金否認	52百万円
未払費用否認	40百万円
製品保証引当金否認	65百万円
受注損失引当金否認	7百万円
その他	7百万円
計	532百万円

② 固定資産

建物減価償却超過額	30百万円
減損損失否認	12百万円
固定資産の評価差額	16百万円
長期未払金否認	6百万円
投資有価証券評価損否認	73百万円
ゴルフ会員権評価損否認	8百万円
その他	10百万円
計	157百万円
繰延税金資産小計	690百万円
評価性引当額	△91百万円
繰延税金資産合計	599百万円

(繰延税金負債)

① 固定負債

前払年金費用	△205百万円
その他有価証券評価差額金	△874百万円
計	△1,079百万円
繰延税金負債合計	△1,079百万円
繰延税金負債の純額	△480百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な内訳

法定実効税率	30.9 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9
税額控除	△5.6
住民税均等割等	1.3
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.6

6．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容 役員兼任の有無	関係内容 事業上の関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	㈱理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	千円 50,000	ガス保安機器製品及び電子機器の製造販売	(所有) 直接100%	兼任有	当社製品の組立配線	当社製品の組立配線	1,747	買掛金	432
子会社	RKI Instruments, Inc.	米国カリフォルニア州	千US$ 130	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接51%	兼任有	当社製品の販売	北米における当社製品の販売	1,385	売掛金	362

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社への当社製品の販売及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

7．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,543円77銭

（2）1株当たり当期純利益　130円48銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年5月２５日

理研計器株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈	尾	光	浩 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美 久 羅		和	美 印

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、理研計器株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、理研計器株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年5月２５日

理研計器株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奈	尾	光	浩	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	美	久	羅	和	美 印

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、理研計器株式会社の平成２９年４月１日から平成３０年3月３１日までの第１１２期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月30日

理研計器株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　中野　信夫　㊞

監査等委員　服部　弘志　㊞

監査等委員　田中　龍彦　㊞

監査等委員　山本　茂　㊞

（注）　監査等委員服部弘志、田中龍彦及び山本茂は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」について、有効期限である本総会終結の時をもって継続しないこととしたため、関連する現行定款規定第12条（新株予約権の無償割当に関する事項の決定）および第19条（株主総会の決議事項）を削除するものであります。

（２）取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする旨の規定として、変更案第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

（３）コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、経営の透明性をより高めるため、また、相談役および顧問を選定していない現状を鑑み、現行定款規定第30条（相談役および顧問）を削除するものであります。

（４）条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第1条～第11条（条文省略）	第1条～第11条（現行どおり）
（新株予約権の無償割当に関する事項の決定） 第12条　当会社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。	（削除）
第13条～第18条（条文省略）	第12条～第17条（現行どおり）
（株主総会の決議事項） 第19条　株主総会は、法令または本定款に別段の定めのある事項のほか、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。	（削除）
第20条～第27条（条文省略）	第18条～第25条（現行どおり）
（新設）	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第28条～第29条（条文省略）	第27条～第28条（現行どおり）
（相談役および顧問） 第30条　取締役会の決議により、相談役および顧問をおくことができる。	（削除）
第31条～第38条（条文省略）	第29条～第36条（現行どおり）

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	小林（こばやし）　久悦（ひさよし） （昭和22年８月７日生） 取締役在任年数：15年 取締役会出席状況 100%　８回中８回	昭和49年１月　当社入社 平成８年３月　当社生産本部製造部長 平成15年６月　当社取締役執行役員生産本部製造部長兼桶川工場長 平成16年10月　当社取締役執行役員生産本部副本部長兼品質管理センター長 平成19年３月　当社取締役執行役員生産本部長 平成21年６月　当社常務取締役上席執行役員管理本部長兼経理部長 平成23年６月　当社取締役専務執行役員管理本部長兼経理部長 平成24年１月　当社取締役専務執行役員管理本部長 平成25年８月　当社代表取締役 平成25年12月　当社代表取締役社長（現任）	90,700株

（取締役候補者とした理由）

小林久悦氏は、平成15年に当社取締役に就任後、生産部門および管理部門を指揮・統括し、また、平成25年から代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績と共に、当社における経営全般に関する幅広い知見と見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	小谷野（こやの）　純一（じゅんいち） （昭和33年４月５日生） 取締役在任年数：９年 取締役会出席状況 100%　８回中８回	昭和56年４月　当社入社 平成19年３月　当社技術開発本部技術部長 平成19年６月　当社執行役員技術開発本部技術部長 平成21年６月　当社取締役執行役員技術開発本部技術部長 平成21年７月　当社取締役執行役員技術開発本部副本部長 平成24年１月　当社取締役執行役員生産本部副本部長 平成26年４月　当社取締役執行役員開発・生産本部長 平成26年６月　当社取締役常務執行役員開発・生産本部長 平成29年１月　当社取締役常務執行役員技術開発本部長、生産本部担当 平成29年６月　当社取締役専務執行役員技術開発本部長（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社理研計器奈良製作所 代表取締役社長	46,400株

（取締役候補者とした理由）

小谷野純一氏は、平成21年に当社取締役に就任後、開発部門および生産部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位および担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	松村（まつむら）　晃司（こうじ） （昭和26年11月10日生） 取締役在任年数：12年 取締役会出席状況 100%　8回中8回	昭和49年４月　当社入社 平成13年６月　当社営業本部営業技術部長 平成18年６月　当社取締役執行役員営業本部カスタムエンジニアリング部長 平成19年３月　当社取締役執行役員営業本部営業企画部長 平成21年６月　当社取締役執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長 平成23年６月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼ＭＲＤ室長 平成24年１月　当社取締役常務執行役員営業本部長兼営業技術部長 平成26年４月　当社取締役常務執行役員営業本部長 平成27年１月　当社取締役常務執行役員エンジニアリング本部長兼エンジニアリング部長（現任）	63,300株

（取締役候補者とした理由）

松村晃司氏は、平成18年に当社取締役に就任後、営業部門およびアフターメンテナンス部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	松本　哲哉（まつもと　てつや） (昭和39年10月13日生) 取締役在任年数：9年 取締役会出席状況 100%　8回中8回	昭和62年４月　当社入社 平成18年７月　当社執行役員経理部長兼経営監査室長 平成19年３月　当社執行役員管理本部経理部長兼社長室長 平成21年６月　当社取締役執行役員管理本部総務部長兼経営企画室長 平成21年７月　当社取締役執行役員管理本部副本部長兼総務部長兼経営企画室長 平成26年４月　当社取締役執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長 平成29年６月　当社取締役常務執行役員管理本部長兼総務部長兼経営企画室長（現任）	54,900株

（取締役候補者とした理由）

松本哲哉氏は、平成21年に当社取締役に就任後、管理部門および経営企画部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	古布　真也（こぶ　しんや） (昭和35年９月29日生) 取締役在任年数：1年 取締役会出席状況 100%　8回中8回	昭和59年４月　当社入社 平成22年３月　当社第一営業部長 平成23年４月　当社東日本営業部長 平成26年４月　当社執行役員営業本部副本部長 平成29年１月　当社執行役員営業本部長 平成29年６月　当社取締役執行役員営業本部長 平成30年６月　当社取締役執行役員営業本部長兼海外営業部長（現任）	3,700株

（取締役候補者とした理由）

古布真也氏は、これまで営業部門の責任者として豊富な経験と実績を有しており、経営上の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、適切に実行することが期待できる人材と考え、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

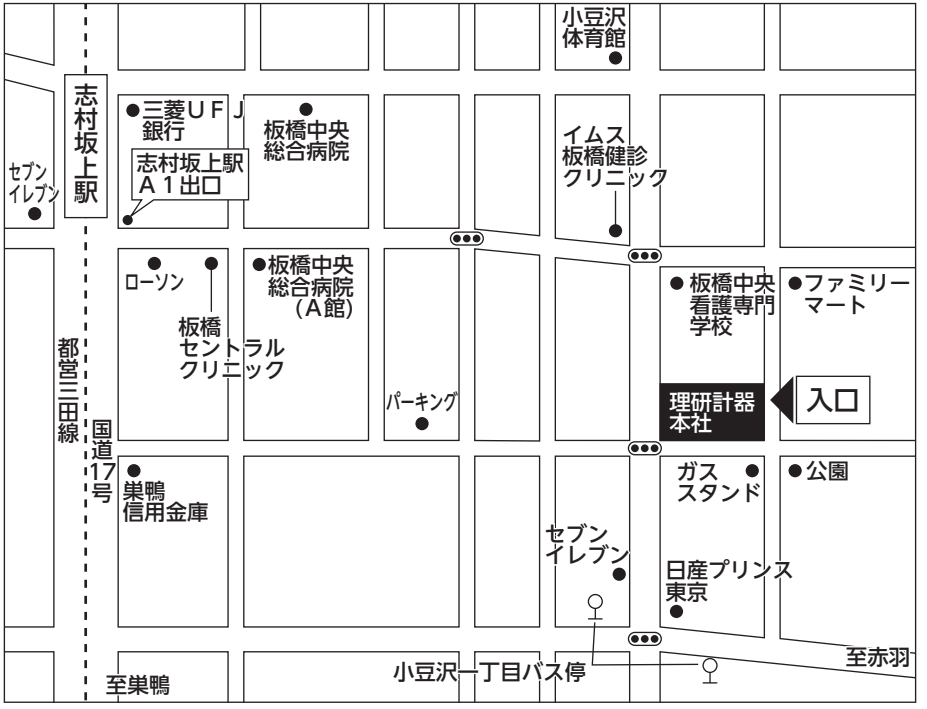
以　上

メ　モ

株主総会会場ご案内図

会場が昨年と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。

会　　場：東京都板橋区小豆沢二丁目７番６号
　　理研計器株式会社　本社大会議室
　　電 話（03）3966-1121（代表）
最　寄　駅：都営地下鉄三田線「志村坂上駅」Ａ１出口から徒歩約10分
　　国際興業バス　「小豆沢一丁目」バス停下車　徒歩約５分



※現在、本社外構工事を行っており、入口は敷地東側となっておりますので、
　ご注意ください。